

音声教材の活用事例について -日本語に通じない児童生徒を中心に-

令和7年度
音声教材普及推進会議
文部科学省初等中等教育局教科書課

音声教材でできること

各教材によって仕様は異なりますが、音声教材では主に以下の機能が利用できます。対象となる児童生徒の状況により、各機能を利用しましょう。

- 音声読みあげ
 - … 読み上げスピードの変更等も可能です。
- 読み上げ箇所をハイライト表示
- 文字色、背景色、文字サイズ、行間等の変更
 - … これらの要素を調整することで、
読みの困難が軽減されるケースもあります。
- 縦書き、横書きの変更
- ルビの表示
 - … 教科書の本文の漢字にルビを表示することができます。

日本語に通じない児童生徒への音声教材の活用

外国人児童生徒等への日本語指導における支援方法

【4】教科書の「読み」に困難がある場合、どのような支援をしていますか。（複数回答可）

	具体的な支援の状況	割合	
		小学校	中学校
2	教科書を拡大コピーしたものを用意する。 ・デイジー：文字の大きさを変更することができる。	17.5%	0%
3	単語や文節の切れ目に印（スラッシュ・斜線）を付ける。 ・デイジー：読んでいるフレーズをハイライトする。	55%	35%
4	読む箇所を指で指し示す。 ・デイジー：読んでいるフレーズをハイライトする。	82.5%	65%
5	漢字にひらがなでルビを付ける。 ・デイジー：漢字にルビを付けることができる。	87.5%	75%
7	ルビの追加教科書本文を用意する。 ・デイジー：漢字にルビを付けることができる。	30%	65%
1 5	教科書を音読したものを用意する（音声教材） ・デイジー：文を音声で読んでくれる。	2.5%	0%

（出典：令和元年度 外国人児童生徒等における教科用図書の使用上の困難の軽減に関する検討会議 第1回（令和元年8月14日）
資料6（豊橋市教育委員会築樋委員提出資料））

(日本語指導のための特別の教育課程での活用例)

- ・ 国語の教科書の読み上げ音声を聞きながら、文字を目で追う

→ 読み上げている箇所につく、「ハイライト機能」を利用することで、文字と音の関係をスムーズに合わせることができる



- ・ ひらがなの発音を覚えてきたら、読み上げ音声を聞いたあとに、実際に自分で音読をする

→ 読み上げ速度が選択できる教材の場合は、習得度に応じて速度を選択



- ・ 音声と同時に読みあげたり、音声なしで自分のみで読み上げる

音声教材を用いた黙読や音読練習により段階的に
日本語の文字と音との関係を理解することにつながる。

(一斉授業での活用例)

- ・ 授業のはじめに学級全体で教科書の音読を行い、学習内容の把握を行う。
音声教材を利用する児童生徒については、**イヤホンを使用して音声読み上げを聞きながら音読**を行う。
- 授業で習う内容を冒頭で音声で聞くことにより、全体像の把握ができる。
発達障害等で読みの困難がある児童生徒等の理解促進にも有効。
- ・ 縦書きの文字が苦手な児童生徒に対しては、**横書きモード**を活用。
- 特に日本語が母語ではない児童生徒に対しては、
横書きモードを併用することにより、文章がスムーズに読めるようになる場合もあるため、児童生徒の状況を踏まえて活用を行う。
- ・ **ルビふりの機能**を活用し、漢字の習得が進んでいない児童生徒の理解を促進する。
- ルビふりのレベルを選べる教材もあるため、対象の児童生徒の習得状況を鑑みて、ルビをふる範囲や機能を使うタイミングを検討する。

各自治体等における普及促進事例

【指導者向けの取組み】

- ・ 従来の特別支援教育担当に加えて日本語指導担当者向けの研修や担当者会議等により、音声教材の概要や申請方法、活用事例を周知する。
- ・ また、実際に音声教材のサンプルの操作を行い、機能についての理解の促進を行う。

【保護者向けの取組み】

- ・ 障害等を持つ児童生徒への活用促進と併せて、保護者会において音声教材の概要を紹介する。
- ・ 日本語に通じない児童生徒の保護者の母語は日本語ではないことが想定されるため、教材によりやさしい日本語や日本語以外の言語による説明資料等も用意。

【学校向けの取組み】

- ・ 窓口を統一化して、教育委員会で一括申請を行う

➡ **申請については次ページ以降で紹介します**

(実際の研修資料の一部:川崎市教育委員会ご提供)

ディジー教科書(音声教材)

マルチメディアディジー教科書

自律学習や家庭学習
シャドーイングにも

教員が、学校ごとのURL
を読み込んで、内容や使
用方法を閲覧したり、取り
出し授業で一緒に学習す
ることができます。

申請してい
ない児童生徒に
向けての学習
はできません。

ディジー教科書 令和7年度申請について

- ・ 年度ごとの申請になります。
- ・ 昨年度、申請していた児童生徒につきましても、利用の希望がある場合は、改めて申請が必要となります。

★申請方法;申請用紙に必要事項を記載し、
様式1は支援教育課、様式2は政策室へ
メールで送付してください。

1名1教科
(複数使用
する場合は主に
使用する教科
)を申請し
てください。

(多言語による音声教材の説明)

■使用条款

- ・ DAISY 教科書の使用目的、仅限于阅读普通印刷教科书有困难的儿童学生的学习目的。请妥善保管下载的教科书数据及阅览系统，避免其被用于此目的以外的任何用途。
- ・ 使用申请可由使用者本人提出(未成年人须征得父母或监护人的同意)，也可由家长、教师、特殊需要教育协调员、教育委员会和辅助人员提出。若有任何疑问，请与本协会联系。
- ・ 根据《著作权法》第37条第3款规定，可禁止复制或转让给第三方。
- ・ 每年必须提交使用申请。申请的年度结束后，
- ・ 请负责管理使用 DAISY 教科书时的注册名和密码泄露或被第三方使用，请立即通知本协会
- ・ 如发现任何未经授权的使用，将立即停止使用承担。

■使用注意事項

- ・ DAISY 教科书除利用 CD 提供以外，免费提供由使用者自行准备。
- ・ DAISY 教科书是受日本文部科学省委托制作

How to apply for UD-Book Textbooks	
When schools apply:	• Register your school on UD-Book website and obtain School ID and Password. • When you already have your School ID and Password, just register your student User ID and apply for UD-Book Textbooks.
When parents/guardians apply:	• Parents/guardians can register your child and obtain User ID and Password. • When you already have your User ID and Password, just apply for your child's UD-Book Textbooks. When you do so, please have textbooks at hand.
When Board of Education supports schools' applications:	• Board of Education can register all schools under its jurisdiction at once. • This will decrease the workload of respective schools than for them to register their schools on their own. It allows schools to start their part from registering students. It also helps complying with the Work Style Reform Initiatives.
When teachers apply to use in instruction or introduction:	• Teachers at schools or teacher consultants or the like at Boards of Education can obtain Teacher ID and Password. • When you already have your ID and Password, you can apply for necessary textbooks.
When students who cannot communicate in Japanese:	• Application can be made either by school or parents/guardians.

音声教材の申請方法について

音声教材の申請については、いくつかのパターンがあります。

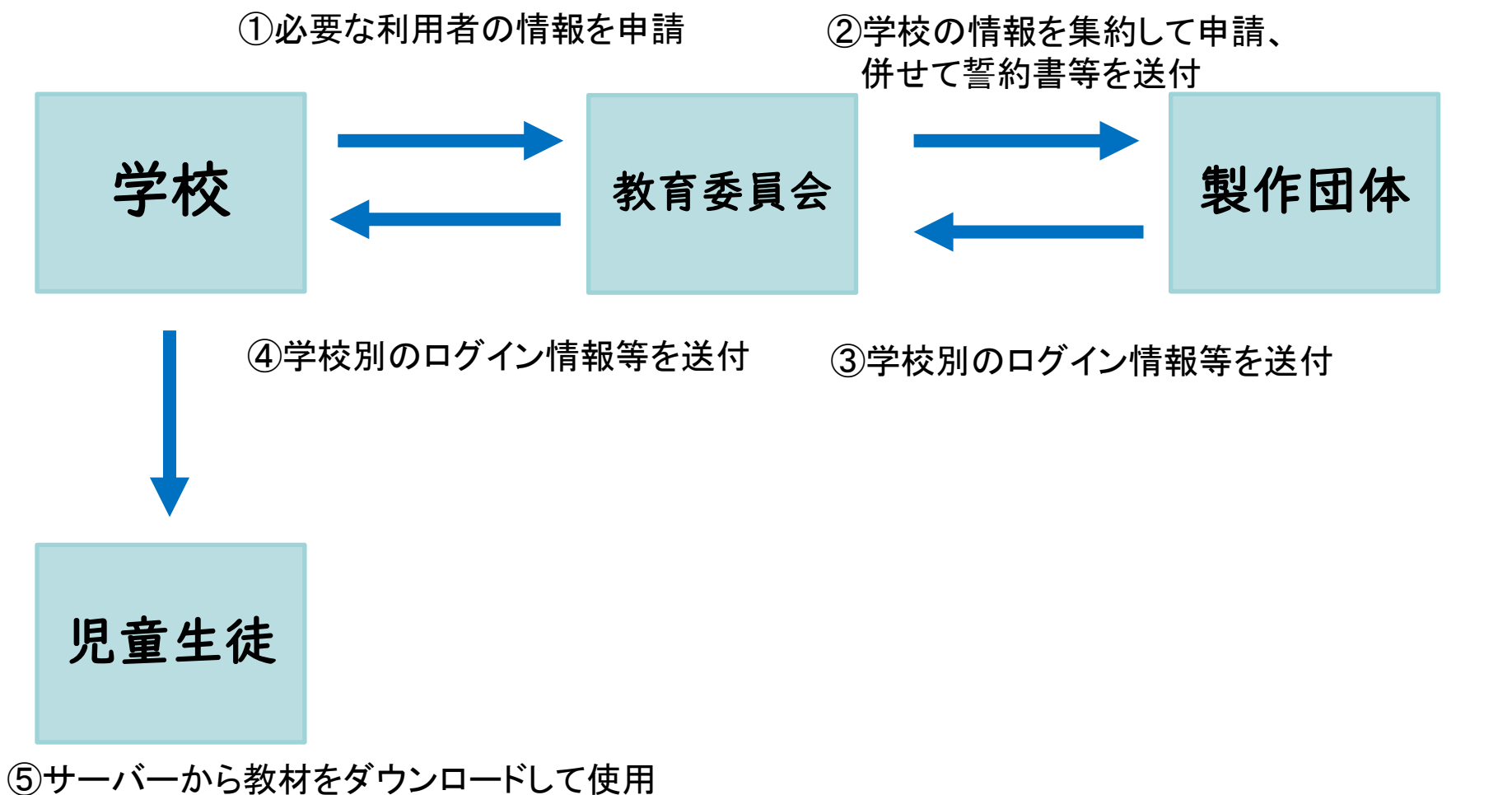
以下に代表的な申請方法を掲載しましたので、御確認ください。

申請の種類	申請者	特徴
<u>教育委員会による申請</u>	教育委員会	・教育委員会が域内の学校の需要をとりまとめて申請・提供する ・学校や保護者が申請する負担が軽減される
学校による申請	学校	・学校が校内の需要をとりまとめて申請 ・1名ずつ申請をする必要があり、年度始め等にとめて申請する際は、学校の負担が大きい。
個人による申請	利用者の保護者、支援者等	・学校や教育委員会が申請してくれない等という状況がある場合に利用可能であるが、音声教材の利用有無や利用状況は学校等と共有されることが望ましい

学校等の負担が軽減され、教育委員会において域内の学校の音声教材の活用状況を把握することができる「教育委員会申請」の積極的な御活用をお願いいたします。

教育委員会における一括申請について

一括申請の流れ（マルチメディアデイジー教科書の例）



教育委員会における一括申請について

一括申請のメリット(マルチメディアデイジー教科書の例)

○教員や利用者の保護者等が直接製作団体に申請する場合

- ・ 1人の利用者につき1枚の申請書を提出し、**利用者ごとにログイン情報の管理が必要**。
- ・ 年度途中で新たに利用する教科書を追加したり、音声教材を利用する児童生徒が増えた場合、**その都度申請が必要**。

○教育委員会による一括申請の場合

- ・ 学校から教育委員会に**まとめて情報を提供**し、教育委員会から製作団体への申請書も**教育委員会ごとに1枚でOK**。
 - ・ **ログイン情報も学校・学年ごとに付与**されるため、管理する情報の種類も少なくなる。
 - ・ 年度途中で新たに音声教材を必要とする児童生徒が生じた場合、既に申請してある教科書と同じものを利用する場合は、**追加申請は不要**です。
- ※都度の申請は不要ですが、年度末にまとめて利用実績を御報告いただきます。
- また、読みの困難さがあることを必ず御確認のうえで御利用ください。



学校や保護者による申請の負担軽減を行うことで、
音声教材の活用に関するハードルが下がり、活用が促進されることが期待されます！

よくある御質問

日本語に通じない児童生徒への音声教材の利用について寄せられた質問

(質問①) 提供する児童生徒は、外国籍に限られますか？

(回答①) 提供が可能な児童生徒の国籍は問いません。

日本国籍であっても、海外での生活が長い等の要因により、教科書の利用に困難がある場合は、音声教材の提供が可能です。

(質問②) 提供にあたっては、専門的な日本語能力テスト(DLA等)が必要ですか？

(回答②) 日本語能力テストを行うことにより、現状の日本語能力を把握することは重要ですが、音声教材の提供には、日本語能力テストは必須ではありません。

申請書には、日本語能力レベルの選択が必須となっていますが、必ずしもテスト等により判断する必要はなく、日ごろの学習・生活の様子からご判断いただいて構いません。

(質問③) どの団体がどの教科書に対応する音声教材を製作しているか確認できますか？

(回答③) 文部科学省のHPで公開しています。

下記URLもしくはQRコードより御確認いただけます。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/1374019.htm



よくある御質問

音声教材全般について寄せられた質問

(質問①) 対象は発達障害等とされているが、その他の障害も対象となるのか？

(回答①) **発達障害に限らず、障害により読みに困難が生じており、教科書の利用が困難な場合は、音声教材の提供対象**となります。
なお、提供にあたり**医師による診断は必須ではありません**ので、
学校の特別支援担当者等が困難さを判断いただければ、提供対象です。

(質問②) 音声教材は文部科学省著作の特別支援学校知的障害者用教科書にも対応していますか？

(回答②) **対応しています。**
音声教材の製作状況は、下記URLより御確認いただけます。
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/1374019.htm
※前頁と同様のURLです

(質問③) 読みに困難がある児童生徒が定期テストを受けたり、教科書以外の教材を用いて学習する際、どのような対応ができるでしょうか？

(回答③) テストの内容をWordやPDF形式とし、タブレット等に搭載されているスクリーンリーダー機能を利用して文字を読み上げることや
代読を行うこと、カラーフィルターを利用すること等が考えられます。
対象の児童生徒の状況に応じて、ツールを選択してください。

よくある御質問

(参考資料等)

○高等学校入学者選抜における配慮の参考例

「高等学校入学者選抜における受検上の配慮に関する参考資料」
(令和4年12月付け文部科学省初等中等教育局特別支援教育課)

https://www.mext.go.jp/content/20221226-mxt_tokubetu02-000008478_01.pdf



○その他合理的配慮の例

「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」

https://www.mext.go.jp/content/20240117-mxt_tokubetu02-000033332_2.pdf

